

令和 6 年 4 月

お客さま 各位

東京三協信用金庫

インボイス制度への当金庫の対応について

平素は、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、令和 5 年 1 0 月 1 日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。当金庫は適格請求書発行事業者の登録を行っておりますので、お客様からお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付いたします適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T4011105001119

当金庫のインボイス制度への対応につきましては、お取引方法により以下のとおりとなりますので、ご案内いたします。

1. 窓口で各種手数料（両替手数料、再発行手数料など）をお支払いいただいた場合

インボイスの要件を満たした「領収証」を発行いたします。

2. 窓口でのお振込み手数料

インボイスの要件を満たした「振込受取書」または「振込受付書」を発行いたします。

3. 口座振替による各種手数料、インターネットバンキング・HB振込手数料など

インボイス要件を満たした「インボイス管理票」を発行いたしますので、発行をご希望されるお客さまは、お取引店窓口または営業担当者までお申し出ください。

4. ATMおよび両替機でのお取引

ATMおよび両替機でのお取引につきましては、手数料等が3万円未満の「自動販売機特例」の対象となりインボイスの交付義務が免除されるため、インボイスは発行いたしません。

ご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上